

平成 31 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

国際私法

すべての問い合わせに、解答しなさい。

- 問 1 法の適用に関する通則法（以下「法適用通則法」）20条においては、不法行為地以外の地と明らかにより密接な関係がある場合の事情として、特に2つの事情が例示されている（「不法行為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたこと」）。それについて、不法行為地よりも密接な関係がある地があると考えられる根拠は何か。説明しなさい。
- 問 2 法適用通則法の改正を検討するにあたって、同法27条ただし書を削除すべきか否かも議論することになったとする。その点について意見書の提出を依頼されたとして、理由を明らかにしながら私見を述べなさい。

以上